

令和7年 No22

○国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

議決の取扱い及び選考会議委員が学長候補者として推薦された場合の取扱いを明記することに伴い、所要の改正を行うものである。

○国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

学長選考意向投票管理委員会の廃止、「学長候補者」及び「意向投票」の名称の見直し、意向投票有資格者及び学長再任時の選考方法の見直し並びに学長の任期を整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

○国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則の制定

改正理由

常勤職員による学長候補者の推薦者数の見直し及び選考会議委員が学長候補者として推薦された場合の取扱いの見直し、推薦代表者氏名等を学内に公表すること並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和7年2月17日 学長選考会議 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年2月18日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第5号

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程（平成16年規程第34号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和7年2月18日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年細則第3号

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則（平成19年細則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程の一部改正について

改正理由：議決の取扱い及び選考会議委員が学長候補者として推薦された場合の取扱いを明記することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （議事） 第6条 選考会議は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については，<u>議長を除く</u>出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。 3 <u>前項の規定にかかわらず，第2条第3号に規定する事項については，委員の3分の2以上をもって決する。</u> <u>（委員の辞任等）</u> 第7条 委員が学長候補適任者として推薦された時又は選考会議により学長候補適任者として認められた時は，当該委員は，辞任するものとする。 2 <u>前項の規定に基づき委員に欠員が生じた場合は，第3条に規定する欠員となった委員を選出した組織ごとに，あらかじめ定められた順位に基づいて選出した者を委員に交代するものとする。</u> （庶務） 第8条 〔省略〕 （補則） 第9条 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和7年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （議事） 第6条 選考会議は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。 （庶務） 第7条 〔省略〕 （補則） 第8条 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部改正について

改正理由：学長選考意向投票管理委員会の廃止、「学長候補者」及び「意向投票」の名称の見直し、意向投票有資格者及び学長再任時の選考方法の見直し並びに学長の任期を整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考方法) 第5条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) 選考会議は、原則として複数人の<u>学長候補適任者</u>（以下「<u>学長候補適任者</u>」という。）を選考するとともに、<u>学長候補適任者</u>の氏名を公示する。 (2) 選考会議は、<u>学長候補適任者</u>に、本学の職員に対して所信を表明する機会及び<u>所信表明への質疑応答の機会</u>を設けるものとする。 (3) 選考会議は、必要に応じて、本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。以下同じ。）による<u>意向調査</u>（以下「<u>意向調査</u>」という。）を実施する。この場合において、<u>学長候補適任者</u>が1人のみの場合についても、<u>意向調査</u>を行うものとする。 (4) 選考会議は、<u>学長候補適任者</u>に対し、経歴及び所信表明書を踏まえてヒアリングを実施するものとする。 (5) 選考会議は、<u>第3号の意向調査の結果を参考に、第4号の経歴、所信表明書及びヒアリングを基に</u>、第3条に定める基準により<u>学長候補者</u>を選考し、決定する。 2 選考会議は、<u>学長候補適任者</u>の選考に当たり、本人の同意を得なければならない。 (意向調査参加資格者) 第6条 <u>意向調査参加資格者</u>は、<u>意向調査の実施を公表した日</u>（以下「<u>公表した日</u>」という。）の前日に本学に在職する職員とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>前項の資格を有する者が意向調査の開始日の前日まで</u>に身分を失ったときは、<u>参加資格を失う</u>。	〔省略〕 (選考方法) 第5条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) 選考会議は、原則として複数人の<u>候補者</u>（以下「<u>第1次候補者</u>」という。）を選考するとともに、<u>候補者</u>の氏名を公示する。 (2) 選考会議は、<u>第1次候補者</u>に、本学の職員に対して所信を表明する機会を設けるものとする。 (3) 選考会議は、別に定める学長選考意向投票管理委員会（以下「<u>意向投票管理委員会</u>」という。）に対し、<u>選考した第1次候補者の氏名、推薦理由、推薦代表者氏名、経歴及び所信表明書を通知し、学長選考に係る意向投票</u>（以下「<u>意向投票</u>」という。）の実施を依頼する。 (4) <u>意向投票管理委員会</u>は、<u>前号の依頼を受け</u>、本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。以下同じ。）による<u>意向投票を実施し、その結果を選考会議に報告する</u>。この場合において、<u>第1次候補者</u>が1人のみの場合についても、<u>意向投票</u>を行うものとする。 (5) 選考会議は、<u>第1次候補者</u>に対し、経歴及び所信表明書を踏まえてヒアリングを実施するものとする。 (6) 選考会議は、<u>第4号の意向投票の結果及び第5号のヒアリングを参考に</u>、第3条に定める基準により<u>学長最終候補者</u>を選考する。 2 選考会議は、<u>第1次候補者</u>の選考に当たり、本人の同意を得なければならない。 3 選考会議は、<u>第1項第6号に規定する学長最終候補者</u>を選考するに当たり、<u>本人の同意を得なければならない</u>。 (意向投票有資格者) 第6条 <u>意向投票有資格者</u>は、<u>投票日に在職する本学の常勤の職員</u>とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>意向投票日及び期日前投票期間の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者及び海外渡航中の者は、意向投票有資格者となることができない</u>。

(意向調査結果の公示)

第7条 選考会議は、意向調査の結果について、公示しなければならない。

(任期)

第8条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(再任の選考及び決定)

第9条 選考会議は、前条第1項及び第3項の規定に基づく学長の再任に係る選考においては、第5条から第7条までの規定にかかわらず、選考を行うものとする。

2 選考会議は、前項の選考を行うに当たり、学長再任確認書(様式第1)により学長に対し再任の意思を確認するものとする。

3 前項による学長の意思の確認の結果、学長に再任の意思がある場合には、選考会議は、学長に対して就任後の業務執行状況調書(様式第2)及び再任された場合の所信表明書(様式第3)の提出を求めるものとする。

4 選考会議は、前項の業務執行状況調書等の調査後、学長に選考会議への出席を求め、ヒアリングを実施するとともに、監事にも選考会議への出席を求め、監事の意見を聴くものとする。

5 選考会議は、前項までの手続き後、学長の再任の可否を決定し、再任を可とした場合には、当該学長を学長候補者として決定する。

6 選考会議は、学長に再任の意思がないことを確認した場合及び選考会議が再任を否とした場合は、第5条から第7条までの規定に基づき、改めて学長候補者の選考を行うものとする。

(学長就任の同意)

第10条 選考会議は、第5条第1項第5号及び前条第5項の規定により決定した学長候補者に対し、学長就任の同意を得るものとする。

(学長解任の申出)

第11条 〔省略〕

(選考した学長の業務執行状況の確認)

第12条 〔省略〕

(学長の職務の執行状況の報告)

第13条 〔省略〕

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な細則及び意向

(意向投票)

第7条 意向投票は、前条に規定する意向投票有資格者による単記無記名投票により行う。

2 意向投票は、期日前投票を認める。

(選考会議への報告及び公示)

第8条 意向投票管理委員会は、意向投票の結果について、直ちに選考会議に報告するとともに、公示しなければならない。

(任期)

第9条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(学長解任の申出)

第10条 〔省略〕

(選考した学長の業務執行状況の確認)

第10条の2 〔省略〕

(学長の職務の執行状況の報告)

第10条の3 〔省略〕

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な細則及び意向

調査の実施等に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。

(改廃)

第15条 〔省略〕

〔省略〕

様式第1 (第8条第2項関係)

学長再任確認書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人東京学芸大学長
氏 名

私は、再任の意思が（ あります ・ ありません ）。

(注) 再任の意思は、括弧書きの中でいずれかを○で囲むこと。

様式2 (第8条第3項関係)

業務執行状況調書

国立大学法人東京学芸大学長
氏 名

1 学長選考時に提出した所信表明書に記載した内容の業績について

投票の実施等に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。

(改廃)

第12条 〔省略〕

〔省略〕

※実施した業績を具体的に記載すること。

2 上記以外に実施した業績等について

(注) 1 これまでの学長の職務に係る業績について記載すること。

2 用紙は、A4版（縦型3枚以内）とする。（参考資料は除く。）

3 参考資料として図表、概念図等を添付することができる。

4 すべてのページの下部中央にページ数（ページ数／総ページ数）を記載すること。

5 選考の過程で、この業務執行状況調書の内容を学内に公表する。

様式3（第8条第3項関係）

所 信 表 明 書

国立大学法人東京学芸大学長
氏 名

※大学の教育・研究，管理運営，社会貢献，将来構想等に関する所信を記載する。

(注) 1 用紙は、A4版（縦型3枚以内）とする。（参考資料は除く。）

2 参考資料として図表、概念図等を添付することができる。

3 すべてのページの下部中央にページ数（ページ数／総ページ数）を記載すること。

4 選考の過程で、この所信表明書の内容を学内に公表する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部改正について

改正理由：常勤職員による学長候補者の推薦者数の見直し及び選考会議委員が学長候補者として推薦された場合の取扱いの見直し、推薦代表者氏名等を学内に公表すること並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
(趣旨) 第1条 この細則は、国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号。以下「学長選考等規程」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、学長選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (学長候補適任者の推薦) 第3条 学長選考等規程第5条第1項第1号に規定する<u>学長候補適任者</u>の選考は、次の各号に定める者のうちから行う。 (1) 選考会議委員から推薦された者 (2) 本学の常勤の職員<u>10人以上20人以内</u>の連署により推薦された者 (3) その他選考会議が認めた者 2 前項の推薦は、本人の同意を得た上で、第1号に規定するものについては、<u>学長候補適任者推薦書（様式第1）</u>に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を、第2号に規定するものについては、<u>学長候補適任者推薦書（様式第2）</u>に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を添えて選考会議に提出して行う。 3 〔省略〕 4 第1項第1号及び第2号に規定する推薦に当たっては、複数の<u>学長候補適任者</u>の推薦者になることはできない。 5 〔省略〕	(趣旨) 第1条 この細則は、国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号。以下「学長選考等規程」という。）<u>第11条</u>の規定に基づき、学長選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 (学長候補者の推薦) 第3条 学長選考等規程第5条第1項第1号に規定する<u>第1次候補者</u>の選考は、次の各号に定める者のうちから行う。 (1) 選考会議委員から推薦された者 (2) 本学の常勤の職員（<u>選考会議委員である職員を除く。</u>）<u>20人以上</u>の連署により推薦された者 (3) その他選考会議が認めた者 2 前項の推薦は、本人の同意を得た上で、第1号に規定するものについては、<u>学長候補者推薦書（様式第1）</u>に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を、第2号に規定するものについては、<u>学長候補者推薦書（様式第2）</u>に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を添えて選考会議に提出して行う。 3 〔省略〕 4 第1項第2号に規定する推薦に当たって、<u>職員は</u>、複数の<u>学長候補者</u>の推薦者になることはできない。 5 〔省略〕 (選考会議委員の交代) 第4条 <u>選考会議委員のうち、前条の規定により、学長候補者として推薦された者又は選考会議が学長候補者と認めた者は、国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程（平成16年規程第34号。以下「選考会議規程」という。）第2条第2号に規定する学長の選考に関する審議に加わることができない。</u> 2 前項の場合、学長選考等規程第5条第1項第6号に規定する学長最終候補者の選考が終了するまでの間、委員の交代を行うものとする。 3 前項の委員の交代は、<u>選考会議規程第3条に規定する当該委員の選出された組</u>

(<u>学長候補者の公示及び公表</u>) <u>第4条</u> 選考会議は、学長選考等規程<u>第10条</u>に規定する本人の同意を確認したときは、<u>学長候補者</u>の氏名、選考理由及び選考過程を速やかに学長に報告するとともに、公示しなければならない。 2 選考会議は、前項の公示によるほか、<u>学長候補者</u>の氏名、選考理由及び選考過程をホームページ等により公表しなければならない。 (再選考) <u>第5条</u> <u>学長候補者</u>が学長就任を辞退したとき又は学長に就任することができなくなったときは、選考会議は、速やかにその旨を公示するとともに、学長選考等規程第5条第1項第1号に規定する<u>学長候補適任者</u>のうちから、<u>学長候補者</u>の再選考を行う。 2 [省略] (補則) <u>第6条</u> [省略] [省略] 様式第1 (第3条第2項関係) <u>学長候補適任者推薦書</u> 年 月 日 国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿 推薦者 学長選考・監察会議委員 氏 名 私は、本人の同意を得て、下記の者を<u>国立大学法人東京学芸大学学長候補適任者</u>として、別紙履歴書を添えて推薦します。 なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由及び推薦者氏名が東京学芸大学内において公表されることを了承します。	<u>織ごとに、あらかじめ定められた順位に基づいて行うものとする。この場合において、交代する委員の人数は、選出された当該組織ごとにおける委員以外の人数を超えないものとする。</u> (<u>学長最終候補者の公示及び公表</u>) <u>第5条</u> 選考会議は、学長選考等規程<u>第5条第3項</u>に規定する本人の同意を確認したときは、<u>学長最終候補者</u>の氏名、選考理由及び選考過程を速やかに学長に報告するとともに、公示しなければならない。 2 選考会議は、前項の公示によるほか、<u>学長最終候補者</u>の氏名、選考理由及び選考過程をホームページ等により公表しなければならない。 (再選考) <u>第6条</u> <u>学長最終候補者</u>が学長就任を辞退したとき又は学長に就任することができなくなったときは、選考会議は、速やかにその旨を公示するとともに、学長選考等規程第5条第1項第1号に規定する<u>第1次候補者</u>のうちから、<u>学長最終候補者</u>の再選考を行う。 2 [省略] (補則) <u>第7条</u> [省略] [省略] 様式第1 (第3条第2項関係) <u>学 長 候 補 者 推 薦 書</u> 年 月 日 国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿 推薦者 学長選考・監察会議委員 氏 名 私は、本人の同意を得て、下記の者を<u>国立大学法人東京学芸大学学長候補者</u>として、別紙履歴書を添えて推薦します。 なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由が東京学芸大学内において公表されることを了承します。
---	--

(ふりがな) <u>学長候補適任者氏名</u>	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

(注) 学長選考・監察会議に提出後は、記載内容を修正することはできない。

様式第2 (第3条第2項関係)

学長候補適任者推薦書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿

推薦代表者
氏 名

私共は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人東京学芸大学学長候補適任者として、別紙履歴書を添えて推薦します。

なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由、推薦代表者氏名及び推薦者氏名が東京学芸大学内において公表されることを了承します。

(ふりがな) <u>学長候補適任者氏名</u>	
現職名又は最終職名	

(ふりがな) <u>学 長 候 補 者 氏 名</u>	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

様式第2 (第3条第2項関係)

学 長 候 補 者 推 薦 書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿

推薦代表者
氏 名

私共は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人東京学芸大学学長候補者として、別紙履歴書を添えて推薦します。

なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由が東京学芸大学内において公表されることを了承します。

(ふりがな) <u>学 長 候 補 者 氏 名</u>	
現職名又は最終職名	

推薦理由

(注) 学長選考・監察会議に提出後は、記載内容を修正することはできない。

様式第2（別紙）（第3条第2項関係）

推 薦 者 名 簿

学長候補適任者氏名

	<u>推薦者氏名(推薦代表者を含む)</u>		<u>推薦者氏名(推薦代表者を含む)</u>
<u>1</u>		<u>11</u>	
<u>2</u>		<u>12</u>	
<u>3</u>		<u>13</u>	
<u>4</u>		<u>14</u>	

推薦理由

推薦者氏名（代表者以外）

<u>5</u>		<u>15</u>	
<u>6</u>		<u>16</u>	
<u>7</u>		<u>17</u>	
<u>8</u>		<u>18</u>	
<u>9</u>		<u>19</u>	
<u>10</u>		<u>20</u>	

(注) 学長選考・監察会議に提出後は、記載内容を修正することはできない。

様式第3 (第3条第2項関係)

履 歴 書

<u>(ふりがな)</u> 氏 名			男 ・ 女
<u>生年月日</u>	年 月 日生 (歳)		
<u>現住所</u>			
<u>学 歴</u>	年 月	事 項	
<u>学 位</u> <u>免許・資格</u>	年 月	事 項	
<u>専門分野</u>			
<u>職 歴</u>	年 月	事 項	
<u>賞 罰</u>	年 月	事 項	
<u>主な教育研究業績</u> <u>(5件以内)</u>	年 月	事 項	

様式第3 (第3条第2項関係)

履 歴 書

<u>(ふりがな)</u> 氏 名			男 ・ 女
<u>生年月日</u>	年 月 日生 (歳)		
<u>現住所</u>			
<u>学 歴</u>	年 月	事 項	
<u>学 位</u> <u>免許・資格</u>	年 月	事 項	
<u>専門分野</u>			
<u>職 歴</u>	年 月	事 項	
<u>賞 罰</u>	年 月	事 項	
<u>主な教育研究業績</u>	年 月	事 項	

<u>学界及び社会 における活動 等</u>	年 月	事 項
<u>その他特記す べき事項</u>		
私は、<u>国立大学法人東京学芸大学学長候補適任者</u>として推薦されることについて、同意します。 また、学長候補者選考の過程で、この履歴書の内容が東京学芸大学内において公表されることに同意します。 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名		

様式第4（第3条第2項関係）

所 信 表 明 書

候補適任者氏名

※ 大学の教育・研究，管理運営，社会貢献，将来構想等に関する所信を記載する。

- (注) 1 用紙は、A4版（縦型3枚以内）とする。（参考資料は除く。）
2 参考資料として図表，概念図等を添付することができる。
3 すべてのページの下部中央にページ数（ページ数／総ページ数）を記載すること。
4 学長選考の過程で，この所信表明書の内容を学内に公表する。

<u>績 (5件以内)</u>		
<u>学界及び社会 における活動 等</u>	年 月	事 項
<u>その他特記す べき事項</u>		
私は、<u>国立大学法人東京学芸大学学長候補者</u>として推薦されることについて、同意します。 また、学長候補者選考の過程で、この履歴書の内容が東京学芸大学内において公表されることに同意します。 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名		

様式第4（第3条第2項関係）

所 信 表 明 書

候補者氏名

※ 大学の教育・研究，管理運営，社会貢献，将来構想等に関する所信を記載する。

- (注) 1 用紙は、A4版（縦型1枚）とする。

<u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	<u>2</u> 学長選考の過程で、この所信表明書の内容を学内に公表<u>します</u>。
--	--